

使用許諾契約書

【重要】このソフトウェアをご使用する前に必ず下記の使用許諾契約をお読みください。

下記の使用許諾契約（以下、「本契約」といいます）は、お客様と株式会社昭文社（日本国東京都千代田区、以下、「昭文社」といいます）との間の契約です。お客様が入手した「体験版 スーパーマップル・デジタル 19」のソフトウェア・プログラム、地図その他のデータ並びにそれらの媒体及びマニュアル等の関連文書（以下「本製品」といいます）は、下記の契約条件に同意しなければ使用できません。本製品をインストールする前に、下記の契約条件をよくお読みください。 下記の契約条件にすべて同意する場合には「同意する」を選択してください。下記の契約条件に同意できない場合には「同意しない」を選択し、本製品を破棄または消去してください。なお、お客様が本製品を使用（インストール、複製、ダウンロード、アクセスを含むがこれに限られません）された場合には、その時点でお客様は本契約に同意されたものとみなされ、本契約の条項が適用されます。

30日間限定使用許諾契約

第1条 使用許諾

昭文社は、お客様に対し以下の権利を許諾します。

1. お客様が非営利目的かつ評価またはテスト目的に使用する場合に限り、本製品を特定の1台のパーソナル・コンピュータ（以下「PC」といいます）にインストールして使用することができます。
2. お客様は、本製品の機能を利用して本製品に含まれる地図データ（以下「本データ」といいます）に図形等の情報の書き込みや加工などを行うことができます。
3. お客様は、本データ（前項に従い図形等の情報の書き込みや加工などを行った場合を含み、以下同じです）を印刷することができます。当該印刷物（以下「印刷物」といいます）は、私的使用（著作権法に定める、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における使用をいい、以下「私的使用」といいます）の範囲内に限り使用することができます。
4. 印刷物及び地図画像は、昭文社の著作権表示及び商標表示をしたうえで使用し、著作権表示及び商標表示を削除してはいけないものとします。

第2条 制限事項

1. 本契約の各条項に違反して利用することはできません。
2. 本製品に含まれるデータ、プログラム等、または関連情報について、前条で許諾されている場合を除き、転記、抽出、公衆送信（送信可能化を含みます）及び改変・翻案

等は一切できません。

3. お客様は、前条に基づき、複製または改変等を行った本製品、本データ、印刷物及び地図画像について、著作権（著作者人格権を含みます）その他の権利を行使することはできません。
4. 本製品及び本製品を利用することにより生じる結果を、利益の有無にかかわらず、下記に定める営業活動及び営利を目的として利用することはできません。ただし、事前に昭文社の承諾を得たものに関してはこの限りではありません。
 - ① 販売やサービスなど、収益を目的として利用すること
 - ② 宣伝広告などの販促物や、企画、イベントなど営利を目的として利用すること
 - ③ その他、昭文社が営利行為と認めたもの
5. 本製品をネットワークサーバにインストールし、ネットワークを介して利用することはできません。
6. 本製品は1つの製品として許諾されています。その構成部分を分離して複数のPCで使用することはできません。
7. お客様は、本製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル、その他いかなる解析や分析もすることはできません。
8. お客様は、本製品及びその複製物並びに印刷物及び地図画像等を公の秩序または善良の風俗に反して使用してはなりません。
9. お客様は、本製品をレンタルまたはリースもしくは第三者に譲渡することはできません。

第3条 免責事項

1. 本製品は現状のままで提供され、昭文社は、その法律上の瑕疵担保責任を含め、第三者の権利の不侵害の保証、商品性、完全性もしくは十分な品質を有することまたは特定目的適合性につき、いかなる保証もいたしません。また、同様に、お客様が本製品を利用してアクセスできる専用サイト上のコンテンツ（文章、画像、各種データ及びデータベースその他情報等を含み、これらに限られません。以下同じ）、についてもいかなる保証もいたしません。
2. 本製品及びコンテンツについて瑕疵があった場合でも、昭文社はその責を負うものではありません。
3. お客様が本製品及びコンテンツの使用（インストール時も含みます）または使用不能の結果として生じたいかなる損害についても、昭文社はその責を負うものではありません。
4. 本条他項に定めのない昭文社の損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実発生した直接かつ通常損害の範囲内に限定され、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害、及び第三者からお客様に対してなされた損害賠償責任についてはその

責任を負いません。いかなる場合においても、本契約書に基づく昭文社の責任は、本製品の製品版定価を上限とします。

5. 本製品及びコンテンツの仕様並びに提供されるサービスの内容は、予告なく変更される場合があります。
6. 昭文社は、本製品とともに、第三者のソフトウェア製品（以下「第三者製品」といいます）を提供する場合があります。その場合、昭文社によるサポート及び保証等については、以下の規定が適用されるものとします。
 - ① 昭文社は、第三者製品に関する操作手法、瑕疵その他に関してサポートを提供するものではありません。
 - ② 昭文社は、第三者製品の商品性、及び特定目的に対する適合性の保証その他いかなる保証もいたしません。
 - ③ 昭文社は、第三者製品の使用または使用不能により生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。たとえ、昭文社がこのような損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。
7. お客様が本製品を日本国以外の外国または地域において使用される場合は、お客様の責任と危険負担においてご使用いただくものとし、昭文社はそれらの使用に関して何らの責任も負担しません。また、お客様のそのような使用により昭文社に何らかの損害が発生した場合には、お客様に補償していただくものとします。
8. 昭文社は、本製品に関するサポートサービスは提供しません。

第4条 著作権及びその他の権利

1. 本製品及びその複製物並びにその印刷物及び地図画像等、コンテンツについての著作権その他知的財産権及び所有権その他の権利は、昭文社またはその許諾者に帰属し、著作権法及び知的財産権法その他の法律並びに条約によって保護されています。本契約は、そのようなコンテンツの権利を譲渡するものではありません。
2. 本契約はお客様に対し、昭文社の商標または本製品及びコンテンツに含まれる他社の商標やその他のシンボルマークなどに関する権利を譲渡し、その使用を許諾するものではありません。
3. 本契約において許諾されていない本製品に関する権利は、すべて昭文社によって留保されます。

第5条 契約期間及び解除

1. 本契約は、お客様が本契約に同意された日から30日間をもって終了します。なお、契約期間中、本製品の使用料金は発生しません。
2. お客様が本契約の条項及び条件に違反した場合、昭文社はお客様に対し何ら通知・催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本

製品を一切使用することはできません。また、お客様は契約終了日から10日以内にインストール済の本製品をアンインストールし、本製品の全てを昭文社の指示に従い返還または破棄し、その複製物並びにその構成部分のすべて（PCのメモリ等に組み込まれたものを含む）を破棄または消去しなければなりません。

3. お客様の契約違反により昭文社に損害が生じたまたは生じる可能性がある場合、その損害が直接であるか間接的であるかを問わず、昭文社はお客様に損害賠償請求または使用差止め請求等を行う場合があります。
4. 第3条（免責事項）、第4条（著作権及びその他の権利）第6条（その他）及び本条の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

第6条 その他

1. 本契約のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、その他の条項は有効に存続するものとします。
2. 本契約は、日本国法に準拠するものとし、本契約に関する訴訟は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

※本契約に関して不明な点がございましたら、書面にて下記連絡先にご連絡いただくようお願い申し上げます。

〒102-8238 東京都千代田区麹町 3-1
株式会社 昭文社